

# 徳島県社会教育委員設置条例

平成 25 年 12 月 19 日  
徳島県条例第 6 1 号

(設置)

第 1 条 社会教育法第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、徳島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、徳島県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員の委嘱の基準)

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第 3 条 委員の定数は、1 5 人とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。